

【2018年第15号】

中国 域内再投資に対する源泉税暫定繰延政策の適用範囲に関する解釈を発表

2018年12月17日

多田 依真 EMA TADA

アジア法人営業統括部
アドバイザー室

T +852-2823-6091

E EMA_TADA@HK.MUFG.JP

株式会社 三菱UFJ銀行
MUFG Bank, Ltd.

A member of MUFG, a global financial group

国税総局は11月19日、「外国投資者による配当金の直接投資に対する源泉税の暫定免除政策に関する適用範囲問題についての公告」(国税総局公告2018年第53号、以下、本公告)を公布した。本公告は、外国投資者の配当金域内再投資の源泉税暫定繰延政策における幾つかの不明点を解釈するものである。本稿では、本公告の公布にあたり、域内再投資における源泉税暫定繰延政策のこれまでの経緯と内容について、紹介する。

1. 域内再投資源泉税暫定繰延政策のあらまし

現行の企業所得税法では、中国居住者企業から非居住者企業に支払う配当金に対し所得税が源泉徴収される¹。当該源泉税は、外国居住者に配当せず、中国国内で再投資に用いる場合にも同様に課されていた。しかしながら、2017年、中国政府は、外資企業の対中投資拡大による中国経済の更なる発展を目指し、配当金源泉税の暫定繰延政策を導入、関連通達を次々と公布し、政策の整備を進めてきた。

通達名	公布日	実施日	内容
(1) 外国投資者による配当金の直接投資に対する源泉税の暫定免除政策に関する通知 (財税[2017]88号)((3)の公布と同時に廃止)	2017年 12月21日	2017年 1月1日	・配当金国内再投資の源泉税暫定繰延政策の導入
(2) 外国投資者による配当金の直接投資に対する源泉税の暫定免除政策の執行問題に関する公告 (国税発[2018]3号)(本公告公布と同時に廃止)	2018年 1月2日	2017年 1月1日	・実施細則の発表
(3) 外国投資者による配当金の直接投資に対する源泉税の暫定免除政策の適用範囲拡大に関する通知 (財税[2018]102号)	2018年 9月29日	2018年 1月1日	・財税[2017]88号の適用範囲の緩和
(4) 外国投資者による配当金の直接投資の源泉税の暫定免除政策に関する適用範囲問題についての公告 (国税総局2018年53号公告)	2018年 11月19日	2018年 1月1日	・優遇税制の適用範囲に関する問題の解釈

¹ 非居住者企業に対する源泉税率は20%であるが、租税条約により源泉税率の軽減を享受可能な場合10%(日本はこれに該当)に軽減される(ちなみに、中港租税協定では5%に軽減可能)。

以下、それぞれの通達内容を簡単に紹介する。

2. 各通達の内容

(1) 利益再投資における源泉税暫定繰延政策の導入（財税[2017]88号）

当該通達で、中国政府は外国投資者の域内再投資における源泉税繰延制度を初めて導入し、2017年1月1日以降、中国居住者企業から取得する配当金を以って、対象産業に係わる経営活動²に対し、一定行為による直接投資を行う場合、配当源泉税の繰延が享受できることとなった。

【概念と内容】

配当金	<ul style="list-style-type: none">中国居住者企業が投資者に対して実際に分配し、既の実現した留保利益に由来する株式利息、配当等の權益性収益を指す2017年1月1日以前に積み上げ、それ以降に決定した配当金を含む。なお、配当源泉税の繰延条件に合致した企業の既に支払った配当源泉税は3年以内の支払い分であれば、還付の申請が可能。
対象産業	<ul style="list-style-type: none">「外資投資産業指導目録」の奨励類産業「中西部地区外資投資優位産業目録」に合致する産業
一定行為 ³	<ul style="list-style-type: none">中国居住者企業に対する資本金増資、積立金の資本金振替中国居住者企業に対する新規投資と設立非関連企業である中国居住者企業の株式買収その他、財政部、国税総局が許可する場合
直接投資	<ul style="list-style-type: none">現金である配当金を利益分配企業から被投資企業／持分譲渡先へ直接振替実物である配当金を利益分配企業から被投資企業／持分譲渡先へ直接譲渡
繰延源泉税納付時期	<ul style="list-style-type: none">被投資事業が譲渡、買戻し、清算による代金回収後7日以内特殊性再編により特殊性税務処理が適用される場合は、当政策の継続享受が可能

(2) 源泉税暫定繰延政策享受のための実施細則（国税発[2018]3号）

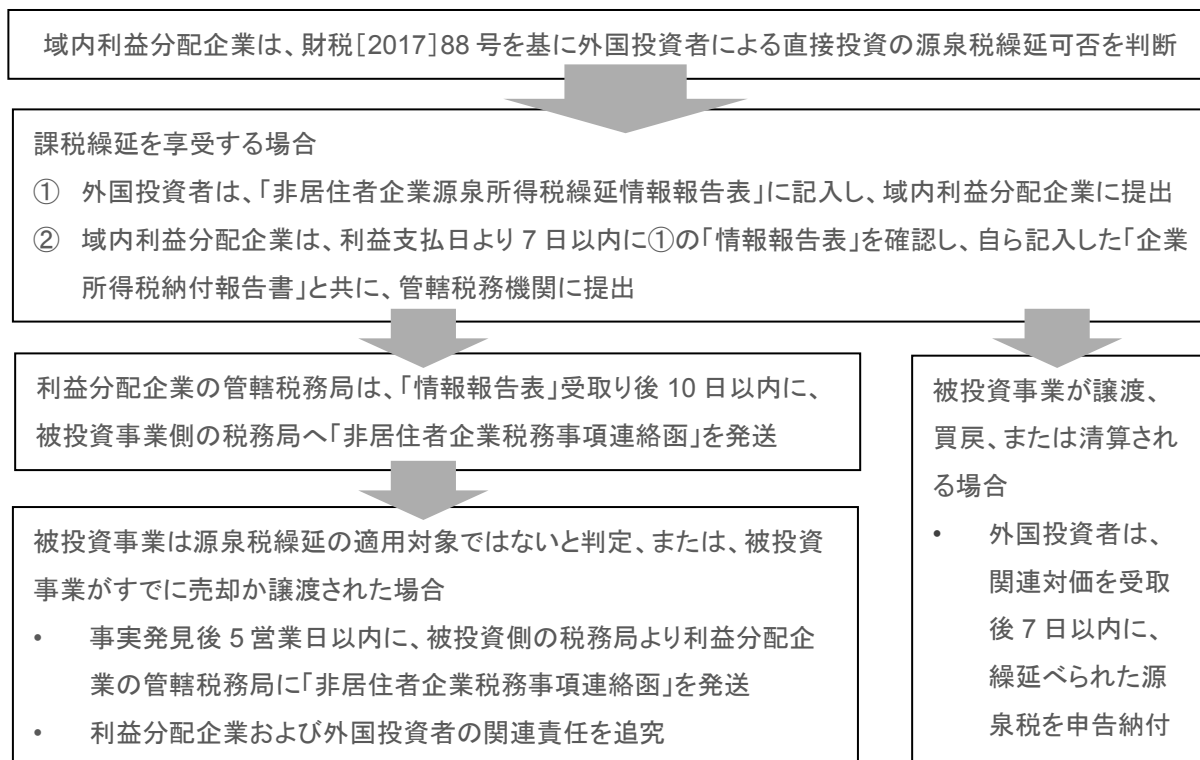
当該通達は、財税[2017]88号の実施促進のため、配当金再投資の源泉税繰延を申請する際の、外国投資者、域内利益分配企業、及び域内被投資側／株譲渡側それぞれの情報提示義務と資料申告フローを明確化したほか、財税[2017]88号の補足として、源泉税繰延政策の適用条件における経営活動を、製品製造、サービス提供、工事建設および設備購入等と解釈した。

なお、当該通達は本公告の公布と同時に廃止された。

² 経営活動に関する説明は、後日発効された国税発[2018]3号にて補足

³ 商務部、証券監査委員会、工商総局、税務総局及び外資管理総局令 2005年28号に定めた上場会社に対する戦略投資の場合を除き、外国投資者に帰属する配当金による上場企業に対する増資、積立金の資本金振替、株式買収行為は適用対象外

【利益再投資の源泉税暫定繰延適用のフロー】



(3) 源泉税繰延政策の適用範囲の緩和（財税[2018]102号）

当該通達では、源泉税繰延政策の適用対象産業を、従来の奨励類項目から全ての外資投資非制限類項目に拡大し、より幅広い外国投資者の配当金が中国で再投資される機会が高まった。また、当該通達の施行により、財税[2017]88号は廃止された。

(4) 実務上の適用範囲に関する問題の解釈（本公告）

本公告は、源泉税暫定繰延政策の適用範囲が拡大された財税[2018]102号の施行を推進するための実施細則で、これまでに公布された源泉税暫定繰延政策の内容や実務フロー等手続きに加え、以下の疑問点について解釈した。

- ① 配当金を用いて居住者企業の未払登録資本金を追納することにより、実収資本または資本積立金を増やす行為は、源泉税繰延政策享受可能な適切行為として認める
- ② 配当金を、利益分配企業の口座から外国投資者の域内人民元再投資専用口座⁴経由で入金同日に被投資事業の口座へ送金することは、直接投資とみなされ、源泉税繰延の享受可能な出資ルートとして認める

本公告は、2018年1月1日に遡って発効され、2017年度中に発生した配当金の源泉税暫定繰延申請は、財税[2017]88号と、国税総局[2018]3号（共に廃止済み）に従うこととしている。

⁴ 人民元再投資専用口座に係わる規定は、人民銀行2011年23号公告及び銀発[2012]165号を参照

2. まとめ

現状、外国投資者による配当金の直接投資に対する源泉税の繰延政策は徐々に完備され、政策の実行性も高まりつつある。しかしながら、特殊性税務処理と共用する際の申告義務や外資出資金が国内2社間で移動する場合の外貨管理局側の手続き等、実務上の不明点は未だ残っており、今後の政策動向に留意が必要である。また、税制優遇による外資投資拡大効果は限定的であるため、今後は、税制優遇と共に、市場自由度や健全な投資環境の整備による外資誘致の促進に期待したい。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。

Copyright 2018. MUFG Bank, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.